

設備投資促進税制の概要

別添1

税制(適用期間)	対象者	種類	対象設備	該当要件	最低取得価額の例	税制措置	証明書等の発行者
生産性向上設備投資促進税制 (H26.1.20~H29.3.31)	青色申告をしている 法人・個人事業主	A:先端設備 (A設備)	機械装置(全て)、工具(ロール)、器具備品(試験又は測定機器、冷房用又は暖房用機器等)、建物、建物附属設備(電気設備等)、ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。 ※対象設備は、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具設備、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外(B設備も同じ)	①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低所得価額以上	機械装置:単品160万円 試験又は測定機器: 単品120万円(単品30万円かつ合計120万円を含む) ※機械装置のうち輸送用機械器具製造業用設備及び自動車整備業用設備は、機工協が証明書発行団体となっています。	・H26.1.20~H28.3.31 →即時償却または税額控除5%の選択制 ・H28.4.1~H29.3.31 →特別償却50%または税額控除4%の選択制	工業会等 (機工協を含む)
		B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B設備)	機械装置、工具、器具設備、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア(以上、全て)	①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上) ②最低所得価額以上	※試験又は測定機器のうち自動車整備業用測定機器は、機工協が証明書発行団体となっています。	経済産業局	
中小企業投資促進税制 (H26.1.20~H29.3.31)	生産性向上設備投資促進税制の申請者 (中小企業者等に対する上乗せ措置)	A:先端設備 (A設備)	機械装置、器具装置のうち試験又は測定機器等	①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低所得価額以上	※最低取得価額は、運賃、運送保険料、関税及び工事費等の購入のために要した費用を含めた金額をいう。	・資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主 →即時償却または税額控除10%の選択制	工業会等 (機工協を含む)
		B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B設備)	機械装置、測定工具及び検査工具、一定の電気計算機、器具設備のうち試験又は測定機器等	①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上) ②最低所得価額以上		・資本金3,000万円超1億円以下の法人 →即時償却または税額控除7%の選択制	経済産業局

(参考:A先端設備の最低取得価額及び可否の例)

例	設備の種類	設備の用途又は細目	設備の名称(製品名)	該当要件	最低取得価額	先端設備の可否
1	機械装置	自動車整備業用設備	門型洗車装置	①最新モデル...該当 ②生産性向上...該当(年平均1%以上)	洗車装置本体及び工事費等の合計額が400万円の場合	【該当】 機械装置の最低取得価額(単品160万円)に該当する。
2	機械装置	自動車整備業用設備	2柱リフトを2台納入		2柱リフト2台で160万円及び工事費等の合計額が180万円の場合	【非該当】 機械装置の最低取得価額(単品160万円)に該当しない。
3	機械装置	自動車整備業用設備	コンピュータ車検システム(検査用機器本体を含まない)		コンピュータ車検システム(260万円)及び工事費用の合計額が310万円の場合	【該当】 機械装置の最低取得価額(単品160万円)に該当する。
4	器具備品	測定機器	コンピュータ帳票システム(検査用機器本体を含まない)		コンピュータ帳票システム(70万円)及び工事費用の合計額が110万円の場合	【非該当】 器具備品の最低取得価額(単品30万円以上かつ合計120万円を含む)に該当しない。
5	器具備品	測定機器	コンピュータ車検システム(検査用機器本体を含む)		コンピュータ車検システム(260万円)及び各検査用機器(ヘッドライト、トリプルテスター、排気ガステスター、騒音計)を同時に納入し、工事費等含む合計額が1200万円の場合	【該当】 器具備品の最低取得価額(単品30万円以上かつ合計120万円を含む)に該当する。 (一般的に、コンピュータ車検システムと各検査用機器本体に係る費用は一体と見なされる。)
6	器具備品	測定機器	前照灯試験機		機器本体及び工事費等の合計額が100万円の場合	【非該当】 器具備品の最低取得価額(単品30万円以上かつ合計120万円を含む)に該当しない。
7	器具備品	測定機器	サイドスリップ・テスト ブレーキ・速度計複合試験機 前照灯試験機 COHCテスト		サイドスリップ・テスト(60万円)ブレーキ・速度計複合試験機(200万円)、前照灯試験機(100万円)、COHCテスト(45万円)及び工事費等の合計額が400万円の場合	【該当】 器具備品の最低取得価額(単品30万円以上かつ合計120万円を含む)に該当する。 (一般的に、これらの設備に係る費用は一体と見なされる。)
8	器具備品	測定機器	オパシメータを10台納入		本社工場がオパシメータ(40万円)を10台購入し、本社工場のほか自社の支店設備工場に配備した。	【該当】 器具備品の最低取得価額(単品30万円以上かつ合計120万円を含む)に該当する。 (該当本社工場がオパシメータ10台分を減価償却費で一括して処理する場合、これらの設備に係る費用は一体と見なされる。)